

神 崎 町

大河内町

平成16年5月1日発行

合併協議会 だより 第3号



Okawachi

Kanzaki



グリーンエコー笠形こいのぼり大空遊泳

目 次

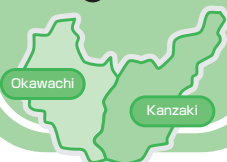
- 第3回合併協議会の結果報告 2
- 新町名称・庁舎検討小委員会の結果報告... 3
- 新町建設計画検討の流れ..... 4
- 新しい合併特例法のポイント..... 6
- 県内の市町合併協議の状況 7
- 合併協議会からのお知らせ 8





三月二十日、大河内町保健福祉センターにおいて、第三回神崎町・大河内町合併協議会が開催されました。協議会では、前回に提案された合併の期日等について、協議が行われました。

第三回合併協議会 が開催されました。



開会にあたり、上野英一副会長（大河内町長）より、次のとおりあいさつがありました。

三月に入ってずいぶん春らしくなってきました。田圃の麦も伸びてきたりと、農作業等々、何かと気忙しくなってきましたが、第三回合併協議会に参加を頂きまして、ありがとうございます。また、前川先生、青山県民局副局長、お忙しいところをありがとうございます。

さて、これから、新町建設計画などの議論をしていただくわけですが、前川先生の機関誌に、「どうも合併議論が住民サイドにたった議論でなく、行政サイド・行政の都合による議論がなされている。」旨のコメントがありました。私も合併議論は、「世の中の流れだから仕方な

い」ではなく、本来、「合併をしてどんな町を創るのか」「こんな町づくりを行うために合併をする」「合併をすれば、こんな町になるんですよ」ということを示さなければいけないと考えています。しかし、残念ながら、「国策だから」「財政が持たないから」といわれる行政サイド・行政の都合の議論となっているのも、平成の合併の現実だと考えています。

今、神崎・大河内両町で平成十六年度・新年度予算の審議が行われていますが、三位一体改革の具体的な施策の第一段階として、地方交付税・補助金の削減が行われました。大河内町では交付税が6,600万円、臨時財政対策債で7,300万円、合計1億3,900万円減少しています。神崎町では、交付税が1億1,000万円、臨時財政対策債が9,700万円、合計2億700万円減少しており、両町合わせて約3億4,600万円の財源が減少しております。両町とも、相当の歳出削減の努力を行い、基金の取り崩しで何とか予算を括ったというのが現状です。

両町とも集落懇談会で、二町合併の財政シミュレーションをお示しいたしましたが、それは合併特例債の基金10億8千万円を積んでは崩し、積んでは崩して何とか10年間は黒字となる中身でした。しかし、今回の三位一体改革、地方交付税の削減3億4600万円をそのまま乗せますと、合併初年度から3億余りの赤字財政となります。

ですから、新町建設計画では相当に厳しい議論となります。その中で、「合併すればこんな町になるんですよ」と、住民の皆さんが将来に夢や展望もてる提起ができればいいと思います。

「合併をすればすべてが解決をするんだ」といった、甘い議論ではないと考えています。真摯な議論をお願いいたしまして、冒頭、厳しいことを言いましたが、開会にあたってのあいさついたします。

報告事項

【報告第十四号】

合併協議会監査に関する要領について

合併協議会の出納検査や定例監査、決算審査等を行うため、監査に関する要領が定められたことが報告され、承認されました。

【報告第十五号】

第一回新町建設計画小委員会開催報告について

第一回の新町建設計画小委員会で、委員長及び副委員長を選任したほか、委員会を三分科会に分け協議を進めていくことや、『新町建設計画』策定の基本的な考え方、今後のスケジュール等について協議されたことが報告されました。

(四ページに掲載)



協議事項

【協議第十号】（継続審議）

合併の期日について

「合併の目標期日は平成十七年十一月一日とする」という提案がされましたが、今後の国会での合併特例法の改正内容を踏まえ再度協議することとなりました。
(合併特例法の改正は五ページに掲載)

提案事項

今回の合併協議会で協議する事項として、次のとおり提案説明されました。

【提案第六号】

平成十六年度歳入歳出予算（案）について

平成十六年度合併協議会予算については、三月三十一日付で会長の専決処分とし、今回の協議会で報告説明。

【提案第七号】

電算システムの取り扱いについて

第一回新町名称・庁舎等検討小委員会を開催

四月十四日、神崎町ケーブルテレビネットワーク局舎において、第一回新町名称・庁舎等検討小委員会を開催しました。

新町名称・庁舎等検討小委員会は、協議会委員の中から協議会会長が指名した十名の委員から構成されており、新町の名称及び事務所の位置を調査、審議していきます。

第一回の小委員会では、委員長及び副委員長を選任したほか、新町の名称の選定方針や選定方法、事務所の位置について提案を行いました。が、具体的な内容については、次回委員会で協議することとなりました。

新町名称・庁舎等検討小委員会委員名簿

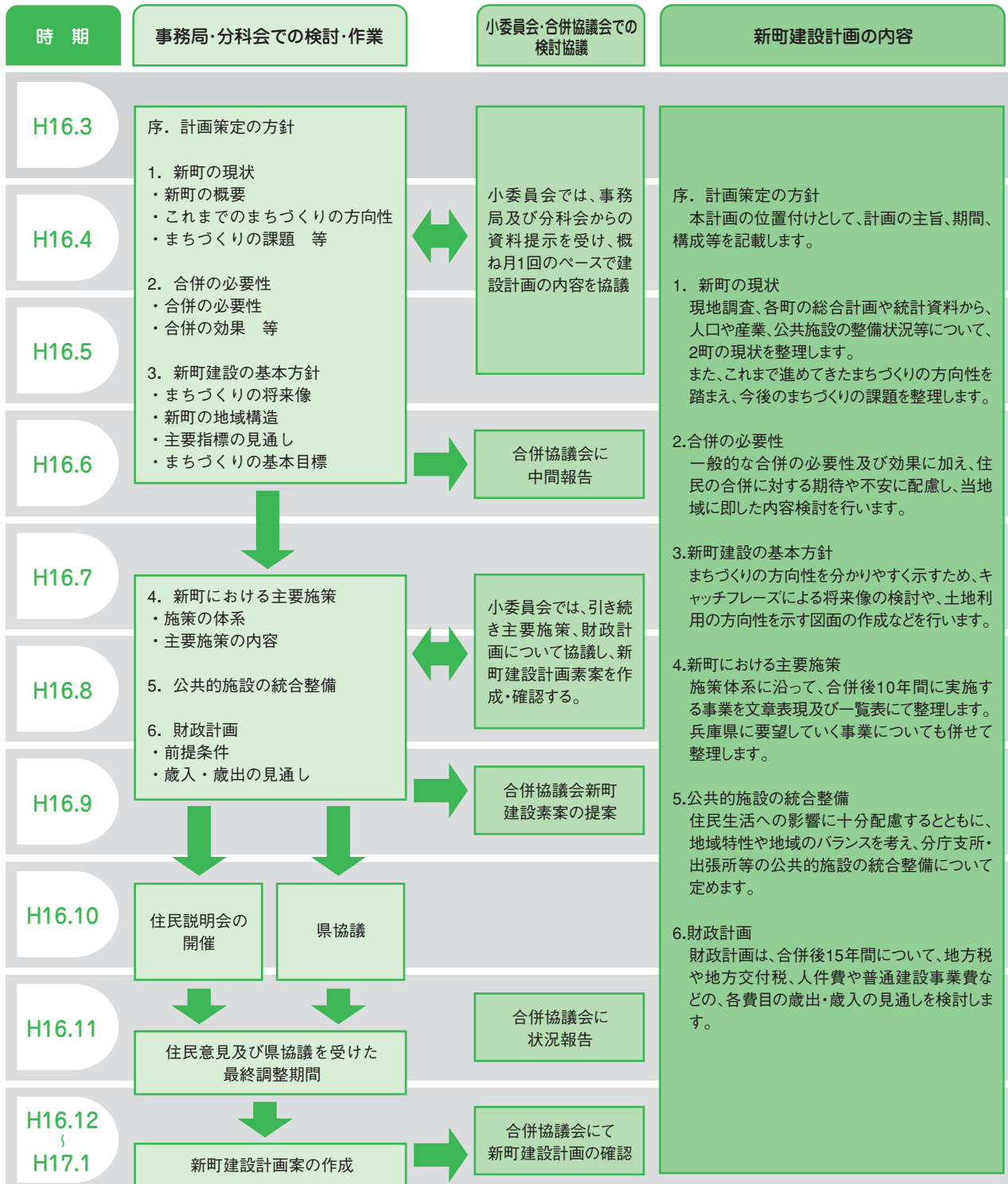
氏 名	町 名	備 考	氏 名	町 名	備 考
多田 昌	神崎町		小寺 義裕	大河内町	
中塚 義之	神崎町	副委員長	立石 富章	大河内町	委員長
足立 高正	神崎町		生田 良昭	大河内町	
竹國 洋子	神崎町		藤原 昇	大河内町	
松原 博興	神崎町		正城 眞佐子	大河内町	

新町建設計画検討の流れ

新町建設計画については、以下のような流れにより、小委員会を中心に検討を進めていきます。

目標としては、9月頃には素案をとりまとめ、10～11月に住民説明会を開催し、皆様のご意見をおうかがいしたいと考えています。

なお、協議の進捗状況などについては、協議会だより等でその都度お知らせしたいと考えています。



新しい合併特例法のポイント

◆合併特例法改正案

平成17年3月末までに都道府県に合併を申請し、平成18年3月末までに合併した市町村には現行と同じ財政優遇措置を適用する。

◆合併特例新法案

①都道府県の市町村合併促進に向けた権限を強化する。

- 知事は総務相が策定する基本指針に基づき、都道府県の市町村合併推進審議会の意見を聴いて、合併推進構想を策定する。
- 合併協議会の協議が整わない場合、知事は市町村合併調整委員を任命してあっせんや調停に当たらせたり、合併協議会が行き詰まれば協議推進を勧告することができる権限を与える。
- 市町村に対する合併協議会設置の勧告に関する権限を与える。

②人口が3万人以上あれば「市」になれる特例や「合併特例債」は廃止する。

③合併前の地方交付税を全額保障する期間は、法律の適用期限内の合併した時期に応じて現行10年から5年に短縮する。

④合併後、旧市町村は単独または複数で法人格のある「合併特例区」を創設できる。

《現行法と新法案の比較》

ポイント	現 行 法	新 法 案
都道府県の権限	(1)市町村の自主的合併に関する助言、情報の提供等を実施 (2)市町村の求めに応じた市町村相互間の必要な調整 (3)市町村建設計画の達成のための事業の実施その他の必要な措置 (4)知事が公益上必要と認める場合に、関係市町村に対し合併協議会の設置の勧告をする場合には、あらかじめ関係市町村の意見を聴くとともに、勧告した場合には、その旨を公表する。	(1)知事は総務相が策定する基本指針に基づき、都道府県の市町村合併推進審議会の意見を聴いて、合併推進構想を策定する。 (2)合併協議会の協議が整わない場合、知事は市町村合併調整委員を任命してあっせんや調停に当たらせたり、合併協議会が行き詰まれば協議推進を勧告することができる権限を与える。 (3)市町村に対する合併協議会設置の勧告に関する権限を与える。
市となるべき要件	平成17年3月31日までに合併する場合に限り、市制施行のための要件を人口3万以上とする。	人口が3万人以上あれば「市」になれる特例は廃止
合併特例債	(1)市町村建設計画に基づく事業又は基金の積立てで特に必要と認められるものは、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度に限り地方債を充当でき、元利償還金の一部は基準財政需要額に算入する。 (2)市町村建設計画を達成するための事業に要する経費に充当する地方債について特別の配慮をする。 合併特例債によって充当できるのは対象事業費のおおむね95%で、更にその元利償還金の70%が普通交付税によって措置されます。	合併特例債は廃止
地方交付税の算定特例	合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度について、合併関係市町村が合併しなかった場合と同様に算定し、その後5年度については段階的に増加額を縮減する。	合併前の地方交付税の算定方法が保障される期間は、法律の適用期限内の合併した時期に応じて現行10年から5年に短縮
合併特例区		合併後、旧市町村は単独または複数で法人格のある「合併特例区」を創設できる

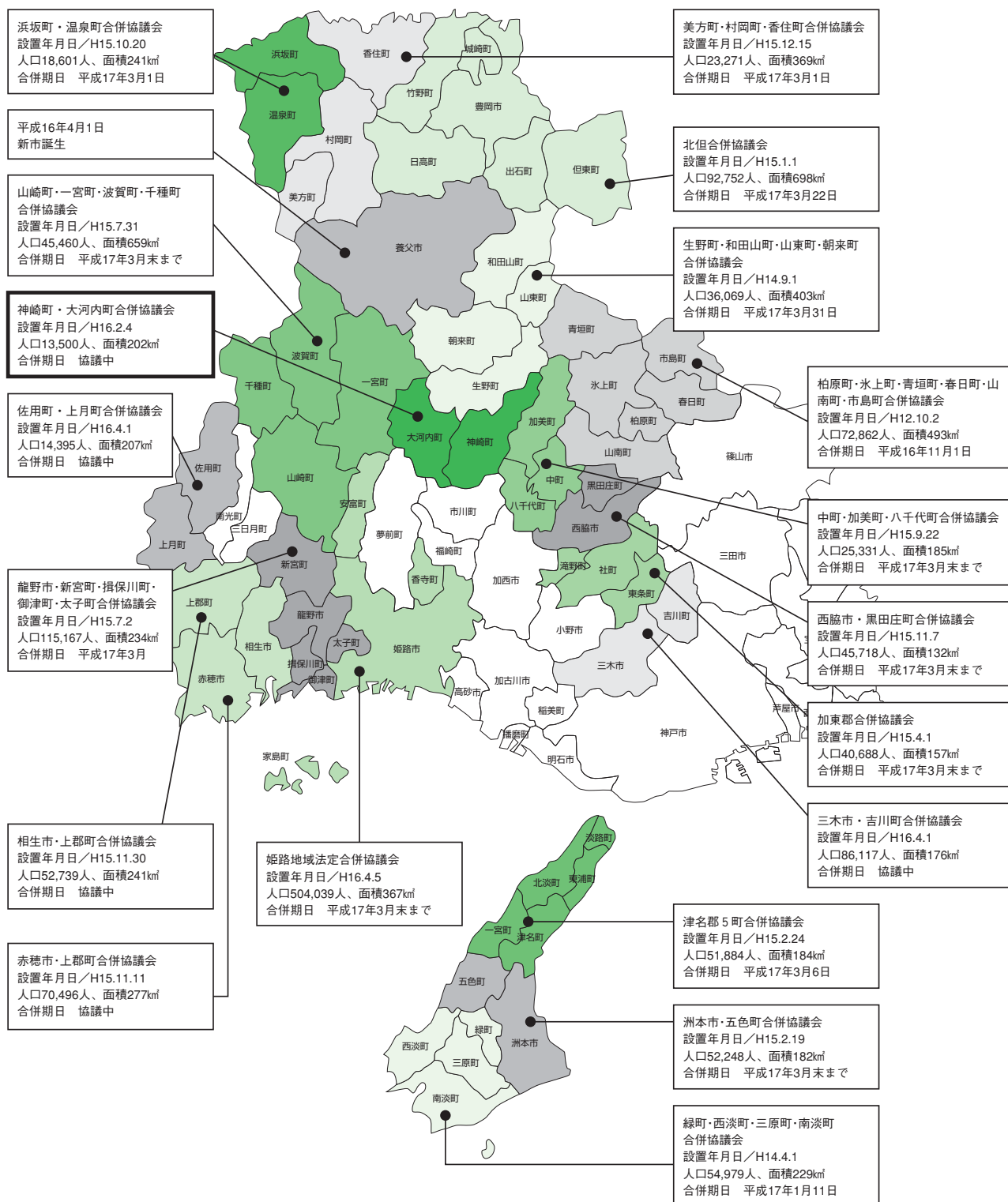
《現行特例法の改定》

特例措置の適用期間	平成17年3月31日までに行われた市町村の合併について適用する。	17年3月31日までに都道府県に合併を申請し、18年3月31日までに合併した市町村には現行と同じ財政優遇措置を適用する。
-----------	----------------------------------	--

注：新法案は現在、国会で審議中であり、上記の内容は平成16年4月15日時点のものです。

県内の市町合併協議会の状況

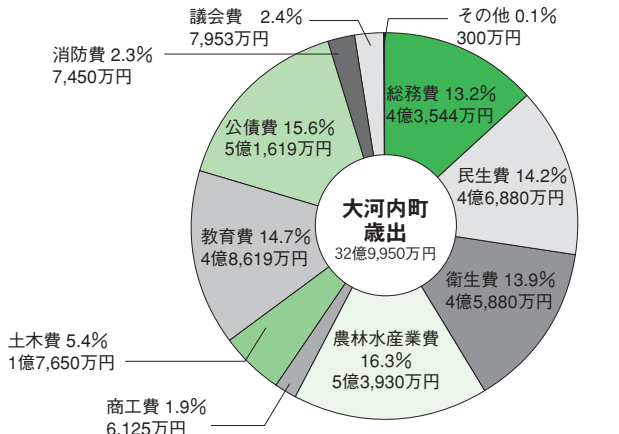
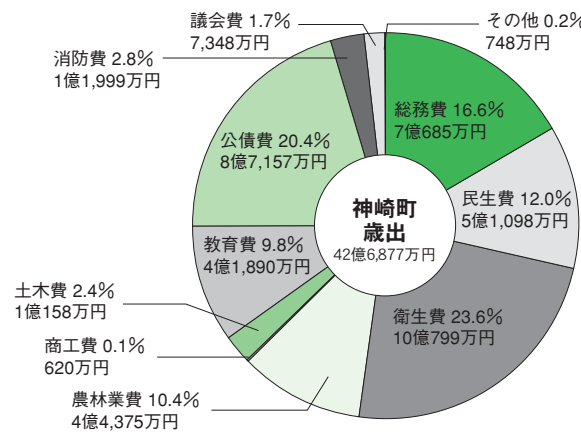
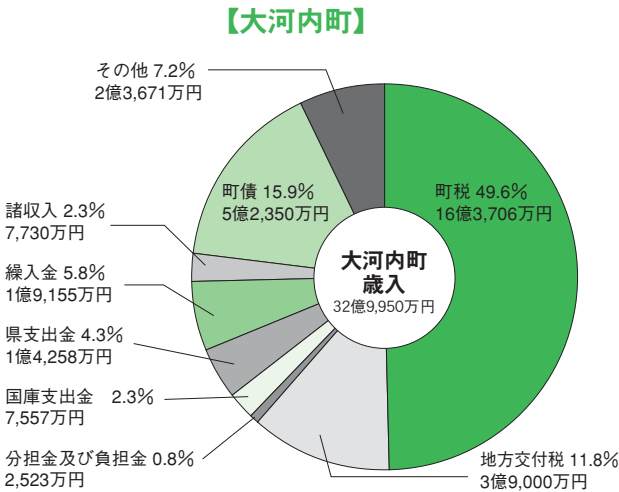
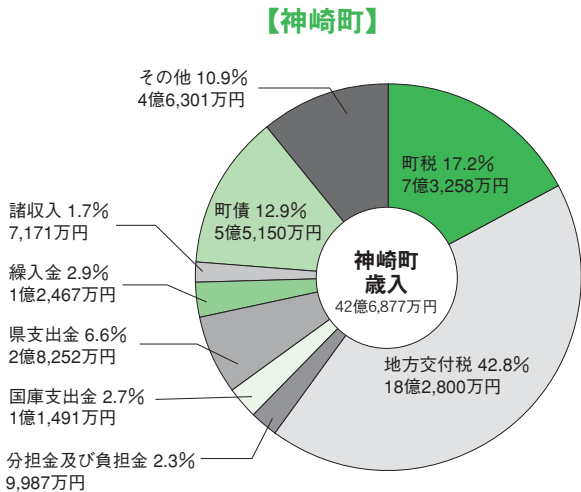
平成16年4月1日現在



神崎町・大河内町の平成16年度当初予算の比較

神崎町・大河内町とも、3月定例議会で、平成16年度の各会計の当初予算が議決されました。

《一般会計歳入・歳出総額》



※一般会計における町民1人あたりの予算額は502,445円となっています。(H16.3.31現在人口8,496人)

※一般会計における町民1人あたりの予算額は617,653円となっています。(H16.3.31現在人口5,342人)

《一般会計、特別会計及び企業会計の当初予算額》

【神崎町】			
会 計 名		予 算 額	対前年度比
一 般 会 計		42億6,877万円	▲3.0%
特 別 会 計	国民健康保険事業	5億8,239万円	4.9%
	老人保険事業	9億1,657万円	1.9%
	住宅資金等貸付事業	1,056万円	▲0.9%
	介護保険事業	4億6,426万円	5.0%
	その他事業(4事業)	13億4,815万円	7.7%
企 業 会 計	下水道事業	6億6,850万円	▲18.8%
	水道事業	3億1,386万円	▲42.0%
合 計		85億7,306万円	▲3.9%

【大河内町】			
会 計 名		予 算 額	対前年度比
一 般 会 計		32億9,950万円	3.0%
特 別 会 計	国民健康保険事業	4億7,006万円	18.7%
	老人保険事業	6億3,798万円	▲3.1%
	住宅資金等貸付事業	1,018万円	▲2.0%
	介護保険事業	3億3,006万円	1.9%
	その他事業(4事業)	6,047万円	▲31.8%
企 業 会 計	集落排水事業	3億1,108万円	▲13.0%
	簡易水道事業	1億4,484万円	▲4.1%
合 計		52億6,417万円	1.4%

合併協議会からのお知らせ

◆第5回合併協議会

日 時：5月26日（水）午後1時30分～

場 所：大河内町保健福祉センター 2F 福祉講習室

◆第2回新町名称・庁舎等検討小委員会

日 時：5月18日（火）午後1時30分～

場 所：大河内町保健福祉センター 2F福祉講習室

※ 協議会・小委員会開催日は予定であり、両町の行事等で変更もあります。

◆協議会・小委員会の傍聴について

合併協議会・小委員会は、原則公開することとなっています。傍聴をご希望される方は、開会時間の15分前までに会場にお越しいただき、傍聴受付簿に住所・氏名をご記入ください。傍聴をされる方に傍聴証をお渡しします。

ただし、傍聴をご希望される方が多数ある場合には、会場の都合などで傍聴の人数を制限することもありますので、ご了承ください。

◆傍聴の注意事項

会議の周囲の人に迷惑をかけるなどの行為がある場合は、傍聴できません。

また、カメラや録音機などの持ち込みも制限されていますので、ご協力をお願いします。

お詫びと
訂正

協議会だより第2号の8ページの「合併協議会からのお知らせ」の◆会議資料・会議録の閲覧場所を指定しましたの記載のうち、閲覧時間に誤りがありました。謹んでお詫びと訂正をいたします。

【誤】：午後8時30分から午後5時15分まで（役場閉庁日を除く）

【正】：午前8時30分から午後5時15分まで（役場閉庁日を除く）

編集・発行

神崎町・大河内町合併協議会事務局

〒679-3116

兵庫県神崎郡大河内町寺前64

TEL 0790-34-0002 FAX 0790-34-0691

E-mail gappeikyou@town.okawachi.hyogo.jp

ホームページ <http://www.town.kanzaki.hyogo.jp/gappeikyou/>

